平成２５年（フ）第２１号
福島県喜多方市字中島7515番地１、前住所福島県喜多方市字小田付道上7034番地７
債務者　五十嵐　守
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
群馬県館林市富士原町1235番地の44　ハイツ橋本Ｂ―202
債務者　泉田登美子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１３５号
静岡県沼津市志下192番地　職員宿舎201、前住所神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋216番地　さくらハイツ201
債務者　岡田由美子（旧姓山手）
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２６６号
神奈川県厚木市飯山3092番地１　コーポ信和102、前住所神奈川県厚木市飯山2632番地13
債務者　垂水　　博
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５０号
兵庫県小野市本町659番地　冨田アパート２―202
債務者　上月　初美
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１２２号
香川県さぬき市津田町津田2159番地２
債務者　髙坂　孝之
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時５分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７２号
長崎県諫早市堀の内町２番地県住Ａ棟410号
債務者　平野美由紀
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
長崎県諫早市小野町368番地１サンフラワーM302号、前住所大分県日田市大字日高957番地の１ＯＭハイツＣ―201号
債務者　前田浩一郎
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
茨城県高萩市大字下手綱2015番地の１
債務者　風間　浩幸
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５５号
茨城県高萩市大字下手綱2015番地の１
債務者　風間サカエ
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５７号
茨城県日立市河原子町２丁目９番29号
債務者　吉田　邦幸
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３４９号
宮城県多賀城市中央２丁目13番31号
債務者　佐々木英利
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
茨城県小美玉市先後396番地６
債務者　藤野　政利
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１２９号
茨城県筑西市川連93番地
債務者　小島　　昇
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１１０号
山梨県笛吹市御坂町二之宮1512番地１　ハイツ水上201
債務者　水上　賢吾
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
山梨県笛吹市石和町市部663番地　ハイツ石和305号
債務者　駒澤　輝夫
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
山梨県笛吹市石和町市部663番地　ハイツ石和305号
債務者　渡辺加代子
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係